

令和元年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：令和元年7月4日（木）10:00～12:00

場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ大会議室

1 開 会

2 知事挨拶

3 会長及び副会長選任

4 議 事

(1) 「おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)」の進捗について

資料1

(2) 令和元年度7月補正予算における「おおいた子ども・子育て応援プラン」関連事業について資料2

(3) 「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」の策定について

資料3-1～3-4、資料4

- ・スケジュール
- ・施策の体系
- ・総合的な評価指標（アウトカム指標）

5 閉 会

<配布資料>

資料1 「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」の進捗について

資料2 令和元年度7月補正予算における「おおいた子ども・子育て応援プラン」関連事業について

資料3-1 「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期計画）」の策定について

資料3-2 第4期計画の施策体系（案）

資料3-3 第3期計画の施策体系

資料3-4 第4期計画の総合的な評価指標（アウトカム指標）について

資料4 各委員からいただいたご意見について

参考資料 子ども・子育てを取り巻く現状等

おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：令和3年5月31日まで

氏名	所属・勤務先 等
あいざわ まさし 相 澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授
あらかね まゆみ 荒 金 真由美	大分大学 福祉健康科学部 学生
あらかき けいじ 荒 木 啓司	大分県児童養護施設協議会 森の木施設長
いちばら たけし 市 原 豪	大分県商工会連合会 大分県商工会青年部連合会長
いとなが たかあき 糸 永 隆 章	大分県自治会連合会 大分市滝尾地区連合自治会 会長
いのくち なおこ 井 口 尚子	株式会社大分放送 報道部 記者
いむら もとこ 井 村 元子	大分県PTA連合会 母親部会 部員
おおた ひとみ 太 田 瞳	公募委員（ライフデザインラボ株式会社 代表取締役）
おかだ まさひこ 岡 田 正彦	大分大学 高等教育開発センター教授
おがわ ゆみ 小 川 由美	地域子育て支援拠点 花っこルーム 施設長 NPO法人アンジュ・ママン
おの きみこ 小 野 貴美子	一般社団法人大分県公認心理師協会 会長
かわの みどり 川 野 みどり	大分県商工会議所連合会 大分商工会議所副会頭
かんだ としえ 神 田 寿恵	大分県保育連合会 社会福祉法人熊崎福祉会 すみれこども園 園長
しおつき ゆういち 塩 月 裕市	日本労働組合総連合会大分県連合会 副事務局長
しのはら たけし 篠 原 丈司	社会保険労務士篠原事務所
たけつ とみ 武 津 智美	大分県小学校長会 大分市立下郡小学校 校長
つちや おさむ 土 谷 修	おおいたホームスタート推進連絡会議 会長
どい たかのぶ 土 居 孝の信	大分県私立幼稚園連合会 会長 学校法人明佳学園 理事長
とみたか くこ 富 高 くに子	放課後児童クラブ／ファミリー・サポート・センター つるおか子どもの家 代表
なかみね まり 仲 嶺 まり子	別府大学短期大学部 学長
ひめの みわこ 姫 野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員
ひらい きみこ 平 井 貴美子	公募委員（チャイルドラインおおいた 代表）
ふじさわ あやか 藤 澤 彩花	大分県立看護科学大学 大学院博士課程助産学コース 学生
ふじた けいこ 藤 田 恵子	大分市子どもすこやか部 部長
ふじた のぶひろ 藤 田 亘宏	大分県社会福祉協議会 地域福祉部長
ふじもと たもつ 藤 本 保	大分県医師会常任理事 大分こども病院 理事長
まさもと ひでたか 正 本 秀 崇	大分県認定こども園連合会 会長 むさしこども園 園長
まつだ えみ 松 田 絵美	ファミリーホームももたろう 所長
むろ ち エ ミ 室 チエミ	一般社団法人大分県助産師会 財務理事
ゆきの しんや 幸 野 晋也	おおいたパパくらぶ 共同代表

合計30名（敬称略・50音順）
※備考：新任16名（ゴシック体）

令和元年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議配席図

日時 令和元年7月4日(木) 10:00~12:00
 会場 大分県消費共同生活・男女共同参画プラザ2階 大会議室

(大分県児童養護施設協議会) 松永忠 代理人 ○
 (大分県助産師会) 室子エミ 委員 ○
 (おおいたババくらぶ) 幸野晋也 委員 ○
 会長席 ○
 副会長席 ○
 (大分大学) 相澤仁 委員 ○
 (大分大学) 学生 荒金真由美 委員 ○
 (大分県商工会連合会) 市原豪 委員 ○

松田絵美 委員 ○
 (ファミリーホームももたろう)
 瀧野二三世 代理人 ○
 (大分県認定こども園連合会)
 藤本保 委員 ○
 (大分県医師会)
 藤田亘宏 委員 ○
 (大分県社会福祉協議会)
 藤澤彩花 委員 ○
 (大分県立看護科学大学 学生)
 平井貴美子 委員 ○
 (公募委員)
 姫野美和子 委員 ○
 (大分県民生委員児童委員協議会)
 仲嶺まり子 委員 ○
 (別府大学)
 富高国子 委員 ○
 (つるおか子どもの家)
 土居孝信 ○
 (大分県私立幼稚園連合会)
 土谷修 委員 ○
 (おおいたホームスタート推進連絡会議)

○糸永隆章 委員
 (大分県自治会連合会)
 ○井口尚子 委員
 (大分放送)
 ○井村元子 委員
 (大分県PTA連合会)
 ○太田瞳 委員
 (公募委員)
 ○岡田正彦 委員
 (大分大学)
 ○小川由美 委員
 (地域子育て支援拠点「花っこルーム」)
 ○小野貴美子 委員
 (大分県公認心理師協会)
 ○川野みどり 委員
 (大分県商工会議所連合会)
 ○神田寿恵 委員
 (大分県保育連合会)
 ○塩月裕市 委員
 (日本労働組合総連合会大分県連合会)
 ○篠原丈司 委員
 (社会保険労務士)

ご欠席
 ○荒木啓司 委員
 (大分県児童養護施設協議会)
 ○武津智美 委員
 (大分県小学校長会)
 ○藤田恵子 委員
 (大分市子どもすこやか部)
 ○正本秀崇 委員
 (大分県認定こども園連合会)

○藤丸こども・家庭支援課長
 ○伊東福祉保健部審議監
 ○廣瀬福祉保健部長
 ○廣瀬知事
 ○御手洗こども未来課長
 ○兼内福祉保健部参事監
 ○藤内健康づくり支援課長

関係部局職員等

傍聴者席

報道席

〇おおい子ども・子育て応援県民会議条例

平成二十五年七月四日 大分県条例第三十三号

(設置)

第一条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、おおい子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

(組織)

第二条 県民会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第五条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第七条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附 則（平成二六年条例第四〇号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(調査審議等の特例)

2 おおい子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の日においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。